様式３（審査基準）

法令名	私立学校法（昭和２４年法律第２７０号）
根拠条項	第１５２条第６項
申請に対する許認可等の概要	準学校法人の寄附行為の認可、寄附行為の変更の認可
審査基準	Ⅰ　準学校法人の寄附行為の認可をする場合 　専修学校又は各種学校のみを設置する法人の設立に係る寄附行為の認可については、学校法人の寄附行為の認可に係る審査基準を準用する。この場合において、当該基準中「(1)　施設及び設備は、負担附又は借用のものでないこと。ただし、特別の事由があり、かつ、教育上支障がないと認められる場合は、施設又は設備の一部について、この限りでないこと。」とあるのは、 「(1)　校地及び校舎は、負担附又は借用のものでないこと。ただし、次のいずれかに該当し、かつ教育上支障がないと認められる場合は、この限りでないこと。 ア　国又は地方公共団体から借用するとき。 イ　国又は地方公共団体以外の者から借用する場合で、借用期間　が 20 年以上の公正証書による賃貸借契約が締結され、永続的かつ安定的な利用が可能であるとき。 （1）の 2　前号の校地の借用については、借地権が登記されることを条件とすること。ただし、国又は地方公共団体からの借用については、この限りでないこと。 （1）の 3　設備は、負担附又は借用のものでないこと。ただし、特別な事由があり、かつ教育上支障がないと認められる場合は、この限りでないこと。」 と読み替えるものとする。 Ⅱ　準学校法人の寄附行為の変更の認可をする場合 　準学校法人が専修学校を設置する場合（高等課程、専門課程又は一般課程を設置する場合を含む。）及び専修学校の目的を変更する場合並びに各種学校を設置する場合に係る寄附行為の変更の認可については、学校法人の寄附行為の変更の認可に係る審査基準（「Ⅱ」に係るものに限る。）を準用する。
基準変更日	令和７年４月１日